

孤独・孤立対策に取り組むNPO等への支援

令和3年3月16日
内閣官房提出資料

生活支援等・自殺防止対策

- ・新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金や地域自殺対策交付金を活用し、NPO法人等が行う自殺防止に係る取組への支援を強化（補助率10/10）。
- ・新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を活用し、生活困窮者やひきこもり状態にある方に対し、広域的に生活の支援・住まいの支援、子どもの学習支援等に関する活動を行うNPO法人等（全国団体を含む）について支援（補助率10/10）。

フードバンク支援・子ども食堂等への食材提供に係る補助

- ・フードバンク支援について、時限的に、従来の補助対象から広げ（スタートアップ団体のみならず、全団体を補助対象とする）、補助率を10/10に引き上げ。
- ・子ども食堂等への食材提供に係る補助対象となる補助金の下限を引き下げる等要件を緩和し、支援を拡充。

子供の居場所づくり

- ・地域子供の未来応援交付金について、時限的に、地方自治体が、子供の居場所づくり（子ども食堂、学習支援等）などをNPO法人等へ委託した場合に国の補助率を引上げ（1/2⇒3/4のメニューを拡充）。

女性に寄り添った相談支援

- ・地域女性活躍推進交付金について、時限的に、地方自治体が、コロナ禍で困難を抱える女性に寄り添った相談支援等をNPO法人等に委託した場合に国の補助率を引上げ（1/2⇒3/4のメニューを拡充）。

住まいの支援

- ・公営住宅や建替え予定等のUR賃貸住宅の空き住戸を、NPO法人等に対して定期借家等により低廉な家賃で貸与。当該NPO法人等が新型コロナウイルスにより住まいに困窮する者にシェアリング等の形で転貸することで、就労等を見据えた自立支援を行う仕組みを創設。
- ・NPO法人が実施する住宅確保要配慮者に対する支援活動への補助事業につき、入居後の見守り等の支援活動を行う場合に、補助上限額を200万円引上げ。

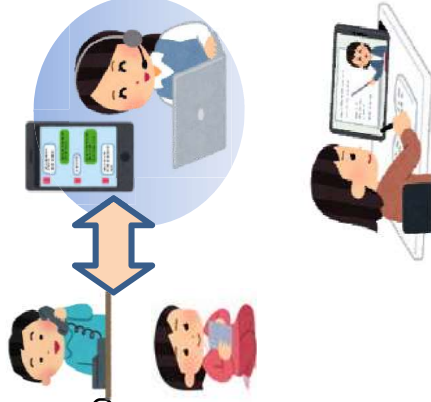
NPO等が行うきめ細かな生活支援等や自殺防止対策（SNSを通じた相談等）の強化

- 孤立・孤独及び自殺防止に対処するための活動を行うNPO法人等の支援として、
 - 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金や地域自殺対策交付金を活用し、自殺リスクの高まりを踏まえ、NPO法人等が行う自殺防止に係る取組への支援を強化する。
 - 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を活用し、生活困窮者やひきこもり状態にある方に対し、広域的に生活の支援・住まいの支援、子どもの学習支援等に関する活動を行うNPO法人等（全国団体を含む）について支援する。

【事業内容】

1. 自殺防止対策を行うNPO法人等への助成

- 相談体制の強化
 - ・ NPO法人等が行う電話、LINEやチャット等のSNSを活用した相談体制の強化
- 相談員等の養成
 - ・ 電話、SNS相談等に適切な対応と支援を行うための人材の養成
- 自殺防止対策の情報発信の強化
 - ・ 自殺相談窓口等に関する積極的な周知



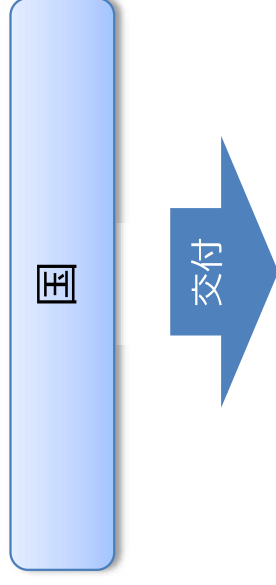
2. 生活困窮者等に対する支援に関する活動を行うNPO法人等への助成

- コロナ対応として緊急性がある事業であって、生活困窮者やひきこもり状態にある者に対して、電話・SNS相談、居場所づくり、学習の支援、生活上の支援、住まいの確保などに関する活動を広域的に行うNPO法人等に対して、当該活動費に対する助成を行う



【事業スキーム】

- 実施主体：NPO法人等
- 補助率：国 10/10



NPO法人等
(孤立・孤独及び自殺防止に
対処する活動を行う団体)

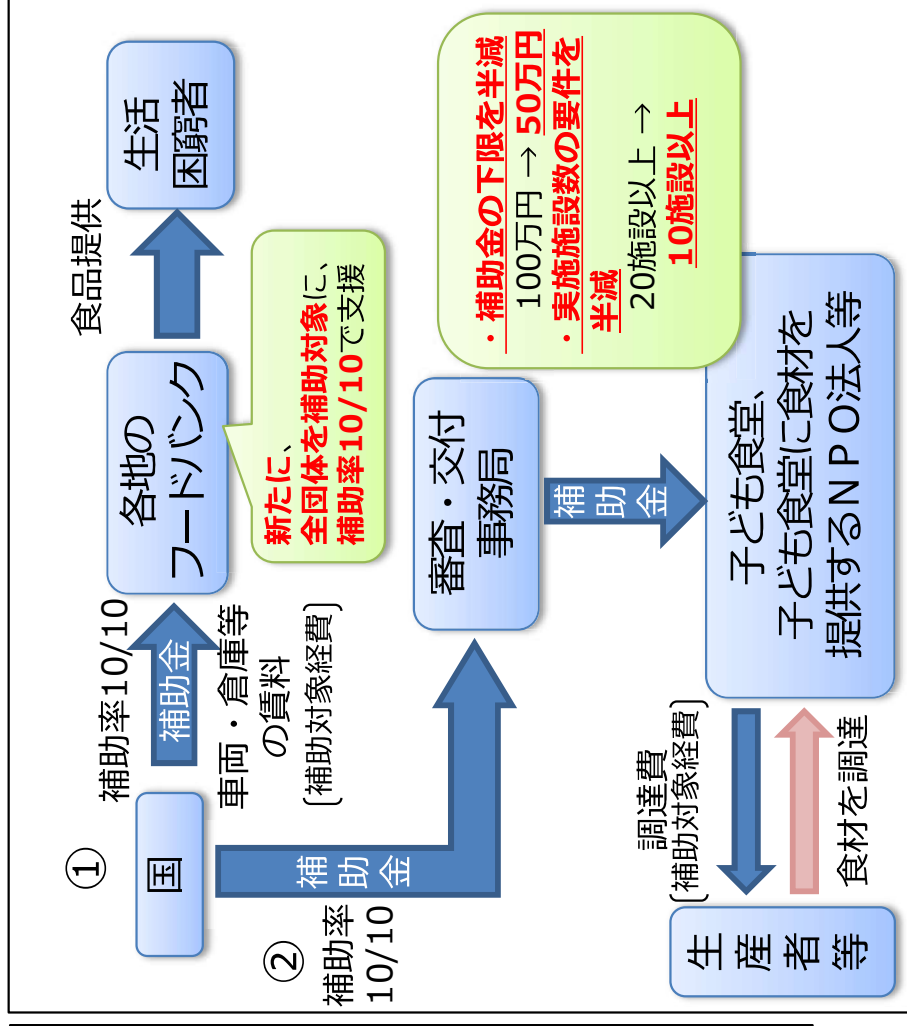
フードバンク支援、子ども食堂等への食材提供に係る補助の拡充

- 今回の緊急事態宣言の再発令の影響で、子ども食堂等に集まれない中、生活困窮者へ食品を届きやすくすることが課題。生活困窮者等へ食品の提供を行っているフードバンクの役割が重要になっていることから、食品の受入れ・提供体制整備に必要な経費を支援
- 子ども食堂等への食材提供に係る食材調達費、資材費、輸送費等に対する補助対象となる補助金の下限を引き下げ、実施施設数に係る要件を緩和し、支援を拡充

【事業内容】

- ① フードバンクへの支援
 - フードバンクに対し、生活困窮者向けの食品の受入れ・提供を拡大するための経費を支援。
 - 具体的には、食品の受入れ・提供に必要な運搬用車両、一時保管倉庫（冷蔵・冷凍庫含む）、入出庫管理機器等の賃借料を支援。
 - **新たに**、従来の予算の補助対象（スタートアップ団体）のみならず、**全団体を補助対象に、補助率10/10**で支援。
- ② 国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業における子ども食堂への食材調達費の補助
 - 食育に取り組む子ども食堂の食材の調達費を支援。
 - 子ども食堂への1取組当たりの**補助金の下限を半減（100万円 → 50万円）、実施施設数の要件を半減（20施設以上 → 10施設以上）**。

【事業スキーム】



NPO等が行う子供の居場所づくりに係る地方自治体への補助の拡充

地方自治体による多様かつ複合的な困難を抱える子供たちに対しニーズに応じた支援を適切に行うための取組を支援する地域子供の未来応援交付金の支援を拡充し、コロナ禍の中で子供が社会的孤立に陥らないよう、子ども食堂など子供たちと「支援」を結びつけるつなぐりの場をNPO等へ委託して整備する地方自治体へ緊急支援を行う。

内閣府

既存の支援事業

実態調査・計画策定

- ・補助率: 1/2
- ・補助基準額(補助対象事業費の上限): 300万円(①②の合計)

①実態調査・資源量の把握

- ・貧困の状況にある子供等の実態把握
- ・地域の資源量(支援を行う民間団体の状況等)の把握

②支援体制の整備計画策定

- ・「子どもの貧困対策推進法」第9条に定める計画の策定

※令和元年の法改正により、都道府県だけでなく、市町村に対しても計画策定が努力義務化

地方自治体

子供等支援事業

- ・補助率: 1/2
- ・補助基準額: 最高1,500万円(①②の合計)、最高300万円(③)

①子供たちと「支援」を結びつける事業

- ・コーディネート事業
- ・アウトリーチ支援
- ・子供の居場所づくり事業 等

②連携体制の整備

- ・自治体内部(福祉部門・教育部門)、社協、地元企業・自治会・NPO等の民間団体との連携

③研修の実施

- ・都道府県及び市町村担当者、子供の貧困対策支援活動従事者等

緊急支援事業

つなぐりの場づくり緊急支援事業

- ・補助率: 3/4
- ・補助基準額: 委託団体当たり125万円

子ども食堂、学習支援といった子供の居場所づくりなどをNPO等に委託し、子供に行政等の必要な支援につなげる事業

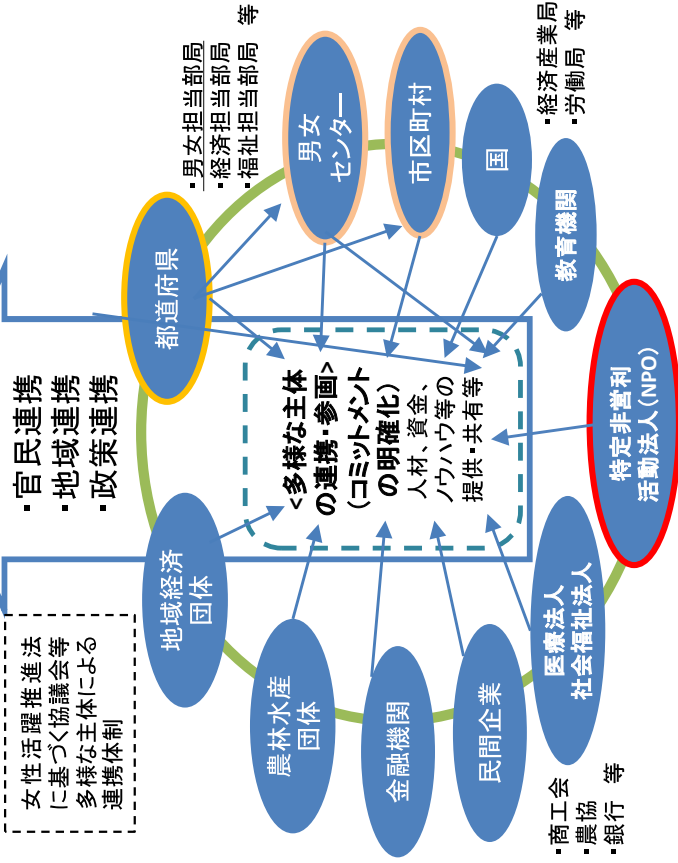
(委託費が8割以上の場合に限る。)

NPO等が行う困難を抱える女性に寄り添った相談支援等に係る地方自治体への補助の拡充

地域女性活躍推進交付金について、時限的に、地方自治体が、コロナ禍で困難を抱える女性に寄り添った相談支援等をNPO等に委託した場合に国の補助率を引き上げる。

<地域における女性活躍の推進・課題解決>

- 「地域性」を踏まえた・定量的成果目標設定・「見える化」(新型コロナウイルスの感染拡大による望まない孤独・孤立で不安を抱える女性や解雇等に直面する女性をはじめ様々な困難・課題を抱える女性に対する支援、ポストコロナを見据えた女性デジタル人材の育成、女性の登用拡大等)



【交付対象】

地方公共団体

【補助率】

①活躍推進型、②寄り添い支援型：1/2

③つながりサポート型(仮称)：3/4

【交付上限】

各区分別ごと
都道府県 800万円(注)

政令指定都市 500万円

市区町村 250万円

ただし、③は一律1125万円

注)推進計画未策定市町村への策定支援事業実施等の条件付きで1,000万円とする。

① 活躍推進型

女性デジタル人材や管理職・役員の育成など女性の参画拡大を推進

② 寄り添い支援型

様々な課題・困難を抱える女性に寄り添い、意欲と希望に応じて、就業までつなげていく支援

③ つながりサポート型(仮称) ※追加措置部分

孤独・孤立で不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することができるよう、NPO等の知見を活用(総事業に占める委託の割合が3/4以上)したきめ細かい支援

NPOによるアウトリーチ型の相談、居場所の提供、NPOスタッフ、男女共同参画推進員、民生委員等、相談や支援を行う人材の養成 等

地方公共団体と
(関係団体と
連携)

申請
↓
交付

内閣府

情報提供

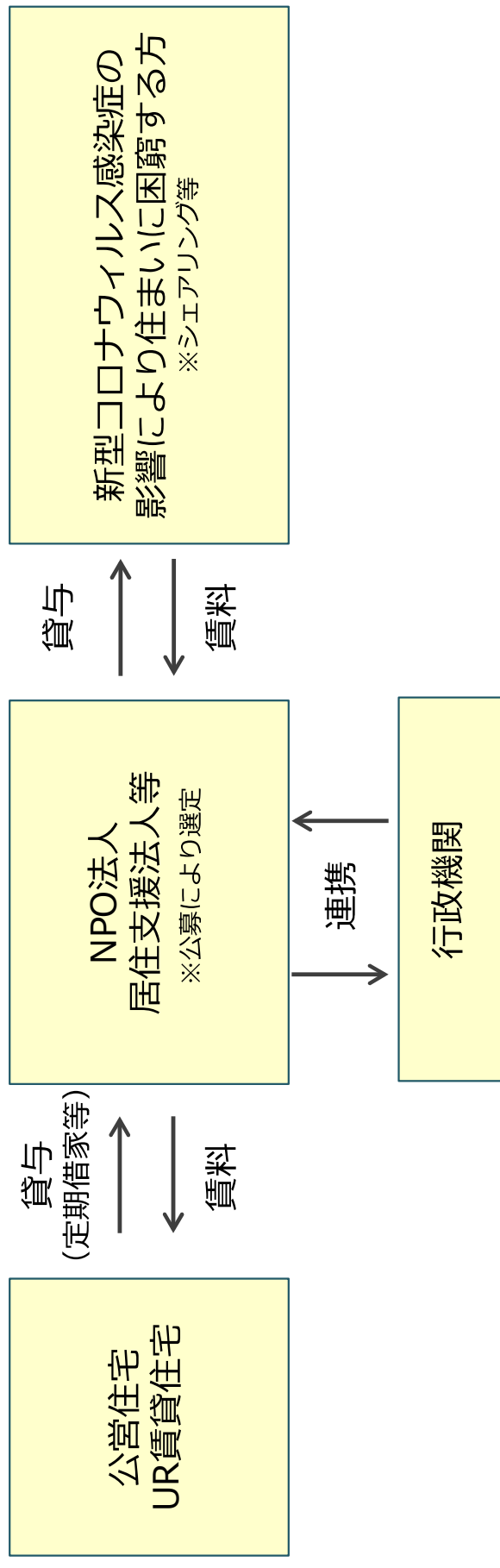
他の地域の
・ 地方公共団体
・ 地域経済団体 等

公的賃貸住宅の空き住戸をNPO等へ低廉な家賃で貸与し、 就労等を見据えた自立支援を行う仕組みの創設

公営住宅や建替え予定等のUR賃貸住宅の空き住戸を、NPO法人等に対して定期借家等により低廉な家賃で貸与。当該NPO法人等が新型コロナウイルスにより住まいに困窮する者にシェアリング等の形で転貸することで、就労等を見据えた自立支援を行う仕組みを創設。

【事業スキーム】

- ・公営住宅については、本来入居対象者の入居を阻害しない範囲で、空き住戸を活用。目的外使用に当たり大臣承認手続きを簡素化（地方整備局等への事後報告で可）（4月1日施行）。
- ・UR賃貸住宅については、URが居住支援法人等を公募し、一定期間、低廉な家賃で空き住戸を貸与。居住支援法人等が、住まいの提供や就労等を見据えた居住者の自立支援等を実施（4月以降に実施）。
※UR賃貸住宅の本来の入居希望者への供給やUR全体の経営に支障が生じない、かつ、現入居者に著しい影響のない範囲で行う。



NPO等を実施する住宅確保要配慮者に対する支援活動への補助の拡充

NPO法人等が実施する住宅確保要配慮者に対する支援活動への補助事業につき、入居後の見守り等の支援活動を行う場合に、補助上限額を200万円引上げ。

● 居住支援法人とは

- 居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人※として、都道府県が指定するもの
※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人
- 都道府県は、低所得者、高齢者、子育て世帯など住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能
- 367者（47都道府県）が指定（R3.2.26時点）
- 居住支援法人に指定される法人
- NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人
- 社会福祉法人
- 居住支援を目的とする会社 等

都道府県知事

指定

孤独・孤立対策としての
入居後の見守り等



- 低所得者、高齢者、子育て世帯等へ
- 定期的、随時の訪問、声かけ
- 生活の相談や緊急、トラブル時の駆けつけ対応
- 就労支援や生活指導

居住支援法人

支援

国

● 居住支援法人への支援（居住支援協議会等活動支援事業）

- 居住支援法人が行う次の活動に対する補助
- ①入居前支援 ②入居中支援 ③死亡・退去時の支援 ④セミナー・勉強会等の開催（①は必須、②～④は任意）
- 補助上限額：1,000万円※（補助率10/10）交付決定額の範囲で、実績に応じて補助金を交付

※ **孤独・孤立対策として見守り等を実施する場合は補助上限額1,200万円**

外国人向け居住支援を行う場合は、補助上限額1,200万円